

学校でけがをして病院を受診される時は、

笠置町の医療助成制度ではなく、

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用してください。

学校管理下での負傷・疾病で病院などを受診する場合

- 受診の際に、学校管理下の怪我・疾病であることを医療機関に伝えてください。
 - 医療機関の窓口で「京都子育て支援医療費受給者証」「児童医療費受給者証」を提示しないでください。
 - 医療費の自己負担額をいったん医療機関にお支払ください。
 - 医療機関（薬局含む）から渡された領収証を保管しておいてください。
 - 学校に受診したことを伝え、日本スポーツ振興センターに請求するための必要書類をもらってください。
 - *その際、学校に日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象となるかを確認してください。
- 治療が完了するまでの調剤分も含む医療費の総額（健康保険でいう10割分）が、5,000円以上の場合に対象となります。
- *健康保険適用外の治療費等は対象となりませんのでご注意ください。

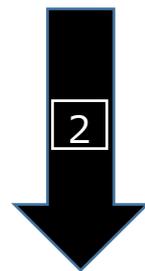


<申請対象となる場合>

- 医療機関（薬局含む）で、様式「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等の必要箇所に記入と証明印をもらってください。
- 「医療等の状況」「調剤報酬明細書」（医療機関毎・月毎に1枚ずつ必要です）等を学校に提出してください。
- 学校から、教育委員会（私学の方は法人）を通じて日本スポーツ振興センターに申請をします。

<申請対象とならない場合>

- 笠置町役場保健福祉課に医療費支給申請書と医療機関の領収証を提出してください。
- *申請書は笠置町役場保健福祉課にあります。
- *振込先の分かるもの（通帳等）・認印をご持参ください。



<日本スポーツ振興センターに申請後、審査で給付が認められなかった場合>

日本スポーツ振興センターの審査結果によっては、給付が認められない場合もあります。その際は、笠置町の医療費助成金の支給を受けてください。

後日、治療にかかった費用の4割（自己負担額3割＋見舞金1割）が、日本スポーツ振興センターより給付されます。給付金額や支払方法については、後日、保護者様に教育委員会（私学の方は法人）より通知いたします。

後日、治療にかかった費用の自己負担額より200円（一部負担金）を除いた金額を笠置町より支給いたします。

ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

笠置町役場 保健福祉課 電話：0743-95-2301

相楽東部広域連合教育委員会 学校教育課（日本スポーツ振興センター担当）

電話：0774-78-4335

*私立の学校の方は、上記の教育委員会の管轄外となりますので、在学中の学校にお問い合わせください。